

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

(1) 事業目的

我が国の四季折々の自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくため、国立・国定公園や県立自然公園を指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐諸島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、三瓶山、中国山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域に、海城公園地区5地区と普通地域が指定されています。（資料編参照）

(2) 取組状況

大山隠岐国立公園、国定公園、県立自然公園等、それぞれの特性に応じた自然環境の保全や希少野生動植物の保護を通して生物多様性の確保に努めるとともに、自然公園や自然学習施設等を活用して、県民が身近に自然とふれあう機会を増やす取組を行いました。

※1. 自然公園

優れた自然の風景地として、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき指定された地域。自然公園の区域内では、様々な規制により自然を保護する一方、多くの人々に豊かな自然とふれあい、自然の大切さについて、理解を深めてもらうよう利用の増進も図られています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6172